

○山梨県総合交通センターにおける交通安全教育施設の 管理及び運営要領

〔平成18年3月3日〕
〔通達（交企企）第112号〕

第1 目的

この要領は、山梨県総合交通センターの名称等を定める訓令（平成18年山梨県警察本部訓令第111）に定める山梨県総合交通センター（以下「センター」という。）における交通安全教育施設の管理及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置等

- 1 センターに、幼児から高齢者までの県民が、心身の発達段階に応じた体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を学習することを目的とした交通安全教育施設を設置するものとする。
- 2 交通安全教育施設は、学習ルーム及び体験コース（以下「学習ルーム等」という。）からなるものとする。
- 3 学習ルーム等には、効果的な交通安全教育を実施するために設備、機器等の設置区画ごとに名称を付すものとする。

第3 事業

学習ルーム等においては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 交通安全に関する図書、写真等の資料の展示
- (2) 交通安全に関する講演会、講習会等の開催
- (3) 交通安全に関する機器の展示及びシミュレーター等による体験学習
- (4) 自転車体験、歩行体験及び電動車いす体験
- (5) (1)から(4)までに掲げるものほか、目的の達成に必要な事業

第4 管理責任者等

- 1 センターに学習ルーム等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、交通部交通企画課長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受けて学習ルーム等の運営及び維持管理について責任を負うものとする。
- 3 学習ルーム等の適切な管理及び運営を行うため、管理責任者の補助を行う管理補助者を置き、交通部交通企画課安全教育担当補佐をもって充てる。

4 学習ルーム等に、本部長及び管理責任者が指定する指導員、受付その他の職員（以下「職員」という。）を置くものとする。職員は、学習ルーム等において利用者に必要な指導を行うものとする。

第5 管理等

1 管理補助者は、学習ルーム等の点検を励行し、巡回を随時実施するなど適切な管理に努め、点検状況を交通安全教育施設点検簿（第1号様式）に記載するものとする。

2 管理補助者は、業務終了ごとに交通安全教育施設業務日誌（第2号様式）を作成するものとする。

3 管理責任者は、前月中の利用状況を交通安全教育施設利用状況等報告書（第3号様式）により本部長に報告するものとする。

4 管理責任者は、学習ルーム等の施設、設備及び機器に故障又は異常があると認めたときは、直ちに復旧の措置をとるものとする。

なお、復旧がかなわない場合には使用を中止する旨の表示を行うものとする。

第6 利用の申出等

1 自動車運転免許の有無にかかわらず、何人も学習ルーム等の利用を申し出ができるものとする

2 個人からの学習ルーム等の利用申出は随時受け付けるものとし、交通安全教育施設利用申請書（個人用）（第4号様式）の提出を求めるものとする。ただし、学習ルームにあっては、利用者に貸与する磁気カードに所要の事項を登録させることにより、これに代えることができるものとする。

3 学校等団体の学習ルーム等の利用申出は予約制とし、利用しようとする日の1か月前までに交通安全教育施設利用申請書（団体用）（第5号様式）を提出しなければならないものとする。

4 管理責任者は、団体からの利用申出があった場合には、受理した内容等を交通安全教育施設利用予約簿（第6号様式）に登載するものとする。

5 管理責任者は、利用申出の受理に際して、円滑な交通安全教育に支障があると認めるときは、申請者と協議した上で利用の日を変更する等の措置をとるものとする。

第7 利用時間等

1 学習ルーム等の閉所日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年1月3までの間

(4) その他管理責任者が必要と認める日

2 学習ルーム等の利用時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

3 管理責任者は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができるものとする。

第8 利用料

学習ルーム等の利用料は、無料とする。

第9 利用の制限

管理責任者は、利用者が秩序を乱し、又は施設若しくは設備、機器等を損傷するおそれのあるときその他管理上支障があると認めるときは、利用を停止し、又は制限することができるものとする。

第10 調査研究等

職員は、交通事故の発生状況、実態、効果的な安全教育等について調査研究を行い、関係機関、団体等と情報交換等を行うものとする。

第11 研修

管理責任者は、職員の知識、技能の向上を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

第12 実施年月日

この要領は、平成18年3月5日から実施する。

様式 略